

公 募

下記の業務を行う者を公募します。
応募される方は、応募要領に基づき応募してください。

記

- 1 件 名 公共料金等の支払に係るクレジットカード決済業務（その2）
- 2 応募資格
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）における資格の種類「役務の提供等」において、「A」又は「B」等級に格付けされている関東・甲信越地域の競争参加資格者であること。
 - (4) 関東農政局長から関東農政局の物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月2日付け26関総第575号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 仕様書に掲げる必須条件を全て満たす者であること。
- 3 応募要領を交付する場所及び日時
 - (1) 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館
関東農政局総務部会計課調達第1係長 石井 恵美
電話 048-740-0341
 - (2) 日 時 令和7年7月14日から令和7年8月4日
午前10時から午後5時（ただし、行政機関の休日を除く。）
- 4 応募期限及び応募先（問合せ先）
 - (1) 応募期限 令和7年8月4日 午後5時
 - (2) 応募先 関東農政局総務部会計課調達第1係長 石井 恵美
- 5 その他
有効な応募が複数ある場合には、くじ引き抽選により1者に決定することとする。

令和7年7月14日

支出負担行為担当官
関東農政局長 安東 隆

【お知らせ】

1. 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、当局のホームページ（<https://www.maff.go.jp/kanto/shinsei/koukihoji/index.html>）をご覧ください。
2. 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。